第

4977

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 5月 8日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ☆ 登録免許税の軽減措置

**Q**:登録免許税の軽減措置が新設されたそうですが、どんな内容なのですか?

A:特定の増改築等がされた住宅用家屋の 移転登記に係る登録免許税が0.1%となります。 【解説】

この制度は、平成26年度の税制改正で新設 されたもので、特定の増改築等がされた住宅 用家屋の移転登記に係る登録免許税の税率が 軽減されるという内容のものです。

税率は0.1%で、適用期間は、平成26年4月 1日から平成28年3月31日までとなっています。

この制度の適用を受けるには、登記の申請 書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明 書を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取 得後1年以内に登記を受けなければなりませ ん。

なお、この他、次の住宅関連の登録免許税の軽減措置は、平成28年3月31日まで、2年間延長されています。

- (1)特定認定長期優良住宅の所有権の保存登 記等の税率の軽減
  - ・所有権の保存登記…0.1%
  - ・所有権の移転登記…マンション0,1% …戸建て住宅0.2%
- (2)認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の 税率の軽減
  - ・所有権の保存登記…0.1%
  - ・所有権の移転登記…0.1%







